

平成25年第2回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成25年6月5日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君
7番	白旗修君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	師岡昌巳君
企画財政課長	秋山幸男君
まちづくり推進課長	高野光司君
税務課長	坂本隆雄君
住民課長	井原有一君
福祉課長	石塚稔君
保健福祉センター所長	岩戸友広君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	鬼澤俊一君
経済課長	矢口功君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	菅田哲夫君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	福田茂君
生涯学習課長	石井博美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成25年6月5日（水曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に諸般の報告を行います。

私、一般質問通告の取り下げを申し出ました。あすの一般質問は、私を除く2名の議員の質問といたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、11番若泉昌寿君。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） 傍聴に来ていただきました皆さん、こんにちは。どうもありがとうございます。

今回は、1番で質問をするのは2年ぶりですかね、それで傍聴の皆さん、後ろを見ますと議長の姿がちょっと変わっていますけれども、3日の日から利根町議会が始まりまして、2年間、五十嵐前議長が一生懸命町民のためにやっていただきましたが、3日の日に今度新しく井原議長が誕生いたしました。その中で我々議会一丸となりまして、この利根町を

よくしたい、そのように思っておりますので、今後ともどうぞよろしく申し上げます。

それでは、質問に入ります。

1番通告、まず1点目につきまして街路灯につきまして質問させていただきます。

町内には街路灯が設置されています。特に各団地内に多くの街路灯が設置され、そのうち各自治会で管理しているものと、行政（都市建設課）で管理しているものがあります。数年前から各団地での電気料がかなり負担になっているのが現状でございます。今後の電気料に対し行政の考え方を伺います。

まず、1番といたしまして、都市建設課で管理している街路灯の数と、電球をLEDにかえる考えはあるのかお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、各団地内の街路灯の電球をLEDにかえる場合、行政は補助金を出す考えはあるのかお伺いいたします。

あと二つありますが、これは自席でお伺いします。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

町管理の街路灯は332基ございます。また、電球をLEDにかえる考えはあるかとのことでございますが、昨年度から一部の団地内で、既存の灯具の明るさとLEDなどを比較するため試験的に交換を行っています。その結論が出れば、工事費を来年度からの予算に計上することを検討したいと考えております。

それと、各団地内の街路灯の電球をLEDにかえる場合、行政は補助金を出す考えはあるのかというご質問でございますが、現在は補助金を出す考えはございません。

前段でお答えしたとおり、町管理の街路灯をLED化にすることが先決であると、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） まず、町長にひとつ率直にお伺いしますが、私も質問の中で述べましたけれども、各団地内の中で電気料が、かなりどこの団地でも負担になっている、その辺は町長はどのようにお考えになっているのか、知っているのか、知らないのか。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 今、各自治会の中で電気料が一番年間払っているのはニュータウンで約190万円、あと詳細につきましては担当課長が資料を持っておりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） それではお答えいたします。

ちなみに、去年ですけれども、各団地にお願いしまして資料をいただいております。それで、今、お話の中で電気料は確かにニュータウンが190万円先で、自治会費の随分な割合を占めていると聞いております。

その次に高いのがフレッシュタウンで約135万円、その次が羽根野台で同じ135万円くらいです。

次がもえぎ野台で45万円ですが、それがちょっと、いただいた資料でいくとこれですが、聞くところによりますと、どこかの不動産屋が多少負担しているような話も聞いているのですが、私どもに届いた資料ですとそういった計算になります。

あとは白鷺が38万円、八幡台が27万円、あと、資料を徴取したときに四季の丘の資料が整わなかったのが上がってきていないので、今現在わかっているのはそれだけということでございます。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 今の電気料の数字は、都市建設課管轄の街路灯の電気料ですか。

○議長（井原正光君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 済みません、ちょっと説明不足だったですね。

都市建設課管理と自治会で管理しているものとは請求者が分かれていないので、細かくは出ておりません。ですから、例えば先ほどお話した利根ニュータウンの数ですと、全部で182灯となっているのですね。その中で町管理が60灯、ですから、その182灯の金が月当たり16万1,096円と、今もらってある資料だと出ているのです。それを12カ月分掛けたのがおよそ190万円ということですから、町管理と自治会管理と分けた金額ではございません。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） それで電気料の中身はわかりました。

なぜ聞いたかという、先ほど白鷺団地の場合38万円と言いましたけれども、白鷺団地、私もあそこにいるものでよくわかるのですけれども、38万円ではなくて80万円以上かかっているんです。

それは、要するにメイン道路の都市建設課の管轄の街路灯、それと団地の中の自治会で持っている街路灯、それを合わせての電気料なのですけれども、それはわかりました。

それで、先ほど町長は、補助金を出すつもりはないと言いましたよね。はっきりそのようにおっしゃいましたけれども、私思いますけれども、町で管理している防犯灯は、すべて設置及び電気料が町なのです。要するに町の持ち分はさっさと交換して、町の負担を軽減、軽くしているわけです。

それで町長は、先ほど私冒頭に聞きましたよね、団地内の電気料が負担になっているのはご存じですかと、そうしたら知っていますと、そういうこと言っていますよね。知っていて、町管理の防犯灯はさっさと交換して電気料は半分になりましたよと、そういうふうに我々の前でも述べています。今回の3日のときにも述べましたよね、防犯灯はすべてか

えましたと。それで、団地の方はそれだけ負担がかかっているのに、私から見たら知らんふりと、そういうふうにとれるんですよ、町長。

ですから、せめて一番最初の都市計画課で管理しているメイン道路の街路灯、あれを一遍にと私言いませんよ、一遍になんて言いませんけれども、年次計画をもって、各団地で戸数が違うのですから、その割合でLEDにかえてあげる、そのようにやってあげるという気持ちはないのですか、町長、ちょっとその辺、答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 若泉議員ちょっと勘違いしていると思うのですけれども、町管理の街路灯と言いますけれども、この電気代は各区で払っていただいておりますので、ただ、ポールまたは電球等が切れた場合は、町管理なので町で対応しているということです。

それで自治会の負担が大変なので、今、試行的に四季の丘とか、ポールが倒れたところはLEDにかえているところです。

試行的というのはなぜかという、ワット数があるのですね。大体今は町管理の街路灯は100ワット、200ワット、300ワットと3種類あるのですけれども、それが大体200ワットクラスでLEDだと16.5ワット、それで同等の明るさが保てるかなと、そのように今試行的にやっております。それを来年度から、結局町管理の街路灯はLEDに順次交換して、各区の電気代の負担を少なくしようという計画で今進めているところでございます。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 町長、あなたの答弁はちょっとあれなんです、私たちにわからないように言っているんですよ。

ただ試験的にやっていると、ただそれだけしか言わないでしょう。じゃあ冒頭に言ったときに、なぜ今の答弁のようなことを言ってくれないのですか。ただ試験的にやっています、かえる気持ちはありません、その補助金を出す気持ちはありませんと、これは違うんですよ、団地内の街路灯についての補助金を出すつもりはありませんと、そのように答弁しているじゃないですか。

それから、各集落の街路灯、確かにありますよ。私の住んでいる羽中、やはり区で出しています。それは出しています。でも、よその大きな団地から見たら、金額にしたら全然額が違うのですよ。はっきり申しまして、うちの住んでいる羽中の区、電気料で負担額が余り多くて困っていますという、そういう話はありませんよ。ところで各団地内の、大きな団地内というのは、それだけ電気料がかかっているから負担が大きい、そういうことなのです。私もそのくらいは知っていますよ。

しかしながら、これは全集落ではないでしょう。防犯灯で済んでいるところもあるでしょう、はっきり言って、町長。そういう集落だってあるんですよ。電気料なんかほとんど出していないという集落だって、そうじゃないですか。

各団地は違うのですよ。メイン通りの都市建設課管轄の街路灯、これはさっきも言いま

したけれども、設置とか壊れた場合は町でやります。電気料は違うでしょう、全部持つのでしょうか。団地内の中の街路灯はどうなんですか。電気料はみんな団地で持つのですよ。その補助金を出す考えはありますかと言ったら、町長はないと言いました。

ではもう一度聞きますけれども、これからも、都市建設課で管理しているメーンの街路灯でなくて、団地内の中の街路灯について補助金を、今後ですよ、今後、今、LEDを試験的にやっていますと言いましたよね。その結果が出て、これだったら電気料が半分になるから補助金を徐々に徐々に出してやってあげようかと、そういう気持ちは今ありますか、再度お伺いします。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 先ほどから申し上げておりますとおり、町管理の街路灯については、各自治会の電気代の負担を少なくするためにLEDに随時かえていくと、ただ、区管理の街路灯については、これは従前どおり区で管理、また電気代も負担していただくということでございます。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） ということは、各団地内の中にある街路灯についてはあくまでも、今後も町としてLEDにかえる場合でも、補助金とかそういうものは考えていない、そのように認識してよろしいですか。

再度お願いします。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 各団地、団地と言いますけれども、街路灯というのは旧地区にもございます。それとの整合性もありますので、団地で管理している街路灯だけ、電気料またはLEDにかえるのに町が補助金を出すということはできませんので、旧地区との整合性もございますので、その点をご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 町長、それはわかりますよ。町長の答弁、言っていることはわかりますよ。しかし、私、先ほども言いましたでしょう、例えば羽中区を例に挙げれば、羽中も確かに区費から電気料を払っていますよ。払っていますけれども、羽中の区費、我々も区費を出していますよ、その中から払っているわけですがけれども、電気料がそれほど負担になっていないということなのです。各集落とか、そういうところは。ところが大きな団地は、その団地によって区費も違うのですから、1,000円のところもあれば800円のところもあります。500円はどうだか知りませんが。

それで、今、団地の皆さんというのは、本来から言えば会長初め役員の皆さんも、その区費を上げたいのですよ。上げたいけれども、現状では上げられない。それが現状なのです。そこへもってきて全体から見ても電気料の負担が多いから、団地の会長初め役員の皆さんは苦慮しているというのが現状なのです。

ですから、町としてそういう考えはどうなのでしょうかと私聞いているんですけども、町長はあくまでも補助金を出す考えはないと、そのように言い切っていますから、これはそれでしょうがありません、何回やっても、これは同じことですから。

では、都市建設課管理の街路灯につきまして再度聞きますけれども、これは先ほど試験的にやっていると。試験的にやっていて、その成果というか、そういうものがよく見極めが果たらかえていくというのですが、そのかえていくというのはどういう程度でかえていくのですか。5年かけるとか、3年かけるとかの計画、その辺、わかったらお願いします。

○議長（井原正光君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） 計画ですが、先ほど試験的にやっていたニュータウンの南側の県道の1本入ったところで、7本ほど、LEDとパルックボールで試験的にやっています。

というのは、実は今の明るさと同じ程度のものをやるには約5,000万円から6,000万円、330何灯をかえるには四、五千万円と言われているのですね。その明るさの比較をするというのは、この程度だったらこのくらいの明るさというのは聞いてもわからないので、実質的につけてみて、パルックボールはこの明るさ、LEDはこの明るさ、先ほど若泉議員が言いましたけれども、白鷺では若泉議員のお店のあそこ、あれが16ワット、ニュータウンの試験的にやったのは約8ワットくらいですね。

8ワットでもどうにか我慢ができるかなという話があります。でも、もうちょっと明るい方がいいよという16ワット、それによって灯具の値段が全然違うのですね。方や二、三万円から5万円くらい、16ワットになって200ボルトのものと100ボルトのものはまた値段が倍違うんです。その200ワット相当にすると1灯30万円、40万円、1灯ですよ、1灯そんなにしてしまうのですよ。ですから、この明るさで我慢できるという結論が出れば、じゃあ8ワットでいいよとか、16ワットにしようよという結論が出た段階で工事に入っていきますね。そうすると、安く見積もって約2,000万円前後かなと。

なおかつ四季の丘の2工区ですが、ポールがかなり傷んでいるんです。ポールが傷んでしまったので、そのポールごと交換すると1カ所やはり20万円だ30万円だとかかるのですね。ですから、その額によってどうするかというのを検討して、できれば単年度でやりたい、それをリースにすれば10分の1ずつ。

例えばですが、例えば10年リースにすれば10分の1の、利息は払うしかないのですけれども、それを平準化できる、安く抑えられる。ただしそれが1,500万円、2,000万円だ、じゃあ1回に出してしまおうという話になるかというのは、今後の話であって、今、若泉議員が言われたような、では、いつ、どうのこうのというのは、これから来年度の予算に向けて検討するという段階でございます。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 今、課長の方から試験的にやっているということで、その内容はわかりました。

それで四、五千万円はかかると、しかしながらワット数によって、その半分ぐらいでもできるかもしれないということ、これは試験的に明るさを見るわけですね。それで、ワット数を落としても明るければ、それで抑えられれば2,000万円で済むと、そういうことですね。

それで一つ聞きたいのは、試験的に今やっていますけれども、その結果が出るのはどのくらい期間がかかるのですか。

○議長（井原正光君） 都市建設課長飯塚正夫君。

○都市建設課長（飯塚正夫君） ニュータウンの試験的にやったのは先月かその前か、ちょっと正確な時期は忘れたのですが、各自治会長にお願いして、こういうふうに試験的にやっていますのでちょっと見てくださいということで連絡はしてあります。

今回、先ほど言った白鷺の中の1灯は、まだついて1週間ぐらいしかしていないのですね。その話は、一部の人から問い合わせがあったときにはお話ししたのですけれども、そういったことをもう1回知らせまして、各自治会長と調整をしながらやるのですが、来年度の予算に間に合わせるのには、10月くらいからはじくしかないので、8月か9月くらいには結論を出さなければならないかなと思っております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 街路灯の件に関しましては、今の試験の結果待ちということで、それしかしようがありません。

それで、一つこれ余談なのですが、町長の公の席で私耳に入れています。今回この防犯灯の質問をするに当たりまして、全部とは言いませんよ、団地の会長何人かといろいろお話をいたしました。それで、先ほどから私言っていますけれども、電気料がかなり負担になっている、これでは大変に自治会の経営が成り立っていくのが難しい、そういう言葉も出しております。そこである会長は、課長にも聞いてもらいたのですけれども、1本おろ抜きにできれば、そのようにしてもらいたいと、そういう会長もいます。

それから、ある会長は、電気料がこれだけかかると、やはり我が自治会もいろいろな面で成り立っていくのが難しいということで、メイン道路の街灯を全部消しますと、そうはっきり言い切っている会長もいるんです。町長、そのくらい、そのくらい深刻なんですよ。

1本おろ抜きに、結局、ついている、消えている、ついている、消えている、これだったらまだ防犯の面もまあまあいいのかなと思うのです。でも万が一、メイン通りの街路灯を全部消されてしまったらどうしますか。電気料は自治会で持つのだから、とても払えないから消しますと、そのように言って万が一消されたら町としてどうしますか、町長。

そこまで本当に深刻なんです。もし、ですよ、もしこれがメイン通りの街路灯を全部消されてしまったならば、町としてどのような対応をしますか、それをちょっと答弁をお願い

いします。実際問題その話が出ているのですから。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 前にですけれども、電気代が大変だということで、ニュータウンの北側にある大きいものですね、町管理の街路灯ですけれども、一つずつおろ抜きにしてストップしたと、今でもストップしてあると。これは各区の考えですので、各区でそのように全部消すという、区の住民の方が納得して区で決める問題なので、町としてはその点については何ともお答えできません。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） メーン通りの街路灯というのは、これは私の認識不足なのか、私が今これから言うことはそのように考えているのですけれども、メーン通りの街路灯というのは不特定多数の人が、車なり、自転車なり、歩行者なり通るのがメーン道路の街路灯だと思うのです。それで、団地内の中にある街路灯というのは、その団地の方たちが毎日生活するための街路灯、私はそのように認識しているのです。

今、町長は、団地の方がそのように決めたのなら町は何もできませんとか、そういう答弁でしたけれども、本当に消されてしまった場合は、そこで例えば痴漢が出るとか、自転車と歩行者が衝突するとか、何かそういうことはあり得ると思うのです、暗いのですから。それでも町は関係ないと町長は思うのですか。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 団地の町管理の街路灯、これは開発した住宅会社がまち並みをよくする、またそれを売りやすくするためにつけたものだと、そのように私は認識しているのですけれども、前に旧地区からも、団地にあるような町管理の街路灯をつけてくださいという要望がありました。それで、電気代は区持ちですよと言ったところ、それでは結構ですと、そういうこともありました。

町管理ですので、町管理の街路灯、電気代は区で払っておりますけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、各地区の電気代を幾らでも負担を少なくということで、今、町管理の街路灯だけLED化を、ウェートが大きいのですね、さっき言ったように100ワット、200ワット、300ワットですから、それを16.5ワットで、区長初め地元の住民の方がこのくらいの明るさだったら十分ですよということであれば、それを納得していただいてLEDに随時かえていくということでございます。

○11番（若泉昌寿君） そういうことじゃないんですよ、町長、そういうことじゃないんです。

○町長（遠山 務君） だから、先ほどから申し上げておりますとおり、各区の街路灯については各区の判断にお任せしたいと思います。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 今、町長はメーン通りの街路灯、これは団地が造成したときに

開発業者がそこにつけたと言いますけれども、それは町の方だって、ここに一つの団地をつくり、それで勝手に開発業者が街路灯をこことここととつけるのですか、違うでしょう、町は町でどのようなまちづくりをするか、それに全然携わっていないのですか、私はそう思いますよ。町と開発業者がどのようなまちをつくるんだと、それでつけたのがメイン通りの街路灯じゃないんですか、私はそのように認識しています。

しかしながらこの話、防犯灯の件、町長とやっても、町長の考えはわかりましたからもう結構でございます。ただ、先ほど課長が、試験的にやっているというメイン通りの街路灯、それがなるべく早く結果が出て、順次かえていただけるようにしていただければ、多少なりとも各団地の電気料というのは負担が軽くなると思いますので、そちらの方だけは何とか早目にやっていただきたいなと思います。

あと、団地内の街路灯の補助金とか、そういうものは町長は一切考えないということなので、私そのような認識を持って街路灯の件については終わりにします。

2問目の方に移ります。コミュニティセンターのカラオケ費につきましてお伺いします。

平成25年度予算案のコミュニティセンター費の中で、カラオケ機器といたしまして79万8,000円の予算がつけられていましたが、予算審査特別委員会の中で二、三人の委員から、ちょっと高過ぎるのではないか、そのような意見が出ました。これは確かでございます。それで3日間の予算審査特別委員会終了後、最後の町長のあいさつの中で、カラオケのこれを見直すと言いましたが、その後はどのようにになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） コミュニティセンター費のカラオケ機についてお答えをいたします。

平成25年度利根町一般会計予算のコミュニティセンター費の備品購入費に、カラオケ機器の購入として79万8,000円を計上しております。現時点でのカラオケ導入の進捗状況でございますが、安価で導入できる方法を検討調査しているところでございます。

調査内容といたしましては、インターネット等を利用する方式、それと機器を導入する方式と大きく分けて2種類ございます。それぞれのメリット、デメリット、それを今調べているところでございます。

インターネットを利用する方式は、個人向け専用であり公共施設には導入できない、そういう制約がございます。そうしますと、昨年度まで使用していたような機器を導入する方法になるのではないかと考えております。

また、カラオケができないとのことで、コミュニティセンターの一部利用者に支障を来している状況であることから、早急にでも調査内容を検討し、カラオケの導入を進めていきたいと考えております。

カラオケの導入における機器などの選定につきましては、担当課と十分協議した上で選

定したいと考えております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 今、検討中ということですが、なぜ予算が、そのときはまだ予算案でしたが、予算を組んだのに今検討中と、それが私にはちょっと合点がいかないです。

要するにカラオケが壊れたのは、私もはっきりわかりませんが、三、四年前になりますね、課長。壊れてしまって、それで利用者からも何とかしてもらいたい、私も利用者の一人なんですよ、あそこで酒を飲みながら気持ちよく歌えましたよ。でも壊れた時点で、私も何回となく、何とか直してもらいたいとお願いしに行きましたよ。しかしながら、答えは、今財政が厳しいので予算がつかない、そういう答弁を言いましたね。

私も議員をやっておりますから、確かに予算が厳しいのはわかります。ですから、それ以上は、早くつけてくれとか何か、そういうことはくどくは言いませんでしたけれども、しかしながら、早く予算を組んでもらいたいなど、そういうふうに思っていたのです。

それで、ことしの平成25年度の予算、ようやく組まれてきて、ああよかったな、これでカラオケ愛好者というか、あそこを利用してカラオケも前と同じような感じでできるのかな、これからカラオケやる人もどんどんふえるのかな、そういうふうに思ったのです。

その矢先、予算審査特別委員会の中で二、三名の委員の皆さんから、ちょっと高過ぎるんじゃないか、そういうお話で、そのとき町長は黙って聞いていました。当然黙って聞いていました。それで最終日の最後のあいさつの中で、先ほど私冒頭に言いましたけれども、見直しますと、そういう答弁でした。

そここのところが私にはちょっと合点がいかないのです。

要するに、平成24年度に壊れたとしますよ、それで25年度の予算につけた、そうではないのですよ。数年前からカラオケ機械は壊れているんです。それで、生涯学習センターの課長とか教育長も、それは何とか早くつけてあげたいなど、そういう気持ちは当然あったと思います。なかったと言ったら、私、怒りますよ。当然これはあったと思いますよ。役職でもあるのですから、それで、ようやくいろいろと検討したわけでしょう、課長たちも苦労したと思いますよ。どのようにしたらお金の面とか、どういう器具がいいとか、そういうことを検討したと思います。そこまで私わかりませんが。それでようやく79万8,000円という予算を組んで財政課の方へ出したわけでしょう。それで、財政課もそれを認めたんじゃないですか。認めたからこそ平成25年度の予算、カラオケ機器として79万8,000円の予算を我々議員の前に出してきたのでしょ。

予算を組むときには、いろいろ皆さん各課で検討して最終的に財政課の方へいくでしょう。それで最終的には町長、あなただっただけで見ていますよ。

じゃあことし25年度のカラオケ機器はこれでいこう、そういうことだったんじゃないんですか。あとは議会の議決さえもらえば、そのまま流れていくのでしょうか。それを二、三人の反対というか、高過ぎると言われて、それで見直しますと。

そうしましたら、予算全体の中から見たら、こればかりではないですよ。それで町長、今まで、我々だって言っていますよ、これはこういうふうにした方がいいんじゃないですか、この予算のこの内容はこういうふうにした方がいいんじゃないですかと言っているでしょう。それで見直しますなんて言ったことありますか。なぜこれだけがこのようになったのか、それが私には合点いかないのです。

ここで一つ聞きますけれども、その79万8,000円の予算を組むときに、もちろん生涯学習課から最初は出たのです、それで財政課もオーケーしたのでしょうか、町長もいたのでしょうか、その流れをちょっとお願いします。

○議長（井原正光君） 答弁を求めます。

町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 79万8,000円、生涯学習課、財政課等々と協議しまして、議員もご存じのとおり、ここ何年間か、最初は今まで使っていた機械、それをそのまま更新しようとした場合は300万円ぐらいかかると……（「言っていましたでしょう、さっき、300万円か200万円かかると」と呼ぶ者あり）ええ、250万円から300万円かかるということで、それで生涯学習課でいろいろ鋭意検討した。これでいいでしょうということになって、それで予算を計上して予算特別委員会に出したところ、若泉議員がおっしゃるとおりに、二、三人の意見があったと、もっと安くできないのかと、それを今調べているところでございます。

それで、同等のものでそれ以上安くできるものがあれば、それであればそれにこしたことはありませんので、同等のものでそれ以上安くなる機種がなければ、この予算を執行するということです。それを今、検討中でございます。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 町長、私の言いたいところは、生涯学習課、財政課、町長、それで検討して、検討して、練って、練って、それでやった予算なのでしょう、違うのですか。そうでしょう、生涯学習課の課長だって、皆さんといろいろ調べて、どうしたらいいだろうか、どの機械がいいだろうかとやったのでしょうか、それを財政課へ上げてきたのでしょうか。それで財政課でもいろいろ検討して、じゃあこれでいいでしょうということになった、町長はそれも知っているのでしょうかよ。

そこまで練って、練って予算をつけたものが、何でこの二、三人に言われて、もっと安いものがあるからとか何とか、見直す、それが私にはわからないと言っているんですよ。そうしたら、ほかの予算に関してでもそのようになりますか。もしなるのであれば、今度、来年度から私そのようにやりますよ……（笑う者あり）守谷議員、勝手にやって黙ってください。

そこがおかしいですよ。一度皆さんで話し合っただけで予算を組んだものを、ただ言われたから見直すと、それがちょっと合点いかないということなのですよ。

町長に何回もこのことを言っても、町長は素直にならないでしょうから、それはそれでいいですけども、じゃあ見直していますと今言いますけれども、まだ価格とか何かそういうことまでは行っていないのですか。

それと、大体いつごろつけられる予定なのか、お願いします。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

教育長伊藤孝生君。

○11番（若泉昌寿君） 余り時間かけないでください。

○教育長（伊藤孝生君） 夏ごろに、機種がはっきりすれば入れたいと考えております。

現在5機種を検討しております。その中で夏ごろまでに入れればなと思っております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 夏ごろまでに何とかしたいということですけども、一度組んだ予算ですから、79万円ということは、それなりの町民の皆さんが満足できるような機械だと思っております。私は機械に無頓着だからよくわかりませんが、ですから、つけるにしても、町民の皆さんがこのぐらいだったらいいな、そのようなものをぜひともつけてあげてくださいよ。

一度皆さんでしっかりと考えて組んだ予算なのですから、幾ら財政が厳しいといっても、その79万8,000円の予算というものは既に確保されているのですから、確保されているから、見通しがついたからその金額の機器をつけると、そういうことでしょうか、課長、ない金ではつけないのですから。ですからお金はあるのですから、できるだけ、皆さん、守谷議員はさっきからうふうふ笑っているけれども、人が話をしているときにうふうふ笑ったり、それは失礼でしょう、あなた、少し考えてくださいよ。

今井議員もそうですよ、私が一般会計予算に反対しなければいいだろうって、何、それとこれは関係ないですよ、あなた。

○9番（今井利和君） 関係なくないじゃないの。

○11番（若泉昌寿君） 関係なくないの、それだったらもう少しあんたも考えてくださいよ。

教育長、そういうことでよろしくお願いします。

次に移りたいと思います。三つ目といたしまして町民運動会について伺います。

町民運動会は町民全体で1日を楽しむ大きなイベントと私は認識しておりますが、数年前から参加者は、主に小中学生や団地の方々と開催されていると私は思っています。行政も運動会の中身を見直す考えは以前から持っていると思うが、本年度はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それではお答えいたします。

町民運動会を本年度はどのように考えているのかとのことですが、今年度で42

回目を迎える町民運動会は、議員ご指摘のとおり、確かに年々町民運動会に参加する町民が減少しております。しかも年齢的にも偏ってきているような気がします。

しかし、町民のアンケートにおいて、多くの方が親しみやすいイベントだと片方で答えておりますし、町の代表するイベントであると、多くの方々に思っていたいているイベントでもございます。

また、昨年度より日本ウェルネススポーツ大学の参加協力をしていただき、新たな町民運動会へと歩もうともしているところでございます。

そのため、今年度は日本ウェルネススポーツ大学の指導者の皆様に積極的に実行委員会の中に加わっていただき、町の各スポーツ団体とともに、ことしの町民運動会を、町民にとって魅力ある大会にしていきたいと、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 今、町長の答弁で、本当に三つの中で今の答弁は私にはすごく、私に対してですよ、いい考えを持ってきているなど、そのように聞いていました。

確かに42回ということですが、以前は多くの方が参加してくれていましたよね。今は町民運動会、これも生涯学習課の方に関係するのですが、毎年決算報告の中の成果説明ですか、そちらの方にも町民運動会が盛大にできたと、それで参加者は1,500名であると、そのような成果説明が大体載っていると思います。課長はよく知っていると思いますが。でもよく考えてみますと、1,500名です、町民、今1万五千何百人ですよ、10分の1なのです。それでなおかつ偏っているのです。

町長も前から知っていると思いますけれども、以前は多くの方が参加してくれていますが、参加する人数が少なくなっている。それと、特に旧集落はほとんど今は参加されていないですよね。以前は旧集落もテントを張って、そこで楽しく参加されていましたが、今はほとんどその姿が見えませんが、この最大の原因は何だと思えますか、町長。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 最大の原因は、子供が一時期小中学校で利根町内で約4,400人いた、その子供たちが今は4分の1に減っている。そうすると子供が出れば親御さん、そしておじいちゃん、おばあちゃんも来てくれるということで、それが最大の原因であろうと考えております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 全く関連的にはそのとおりなのです。今、町長が言いましたように、以前は小中学生が4,500人いました。今は、教育長、1,200人台ですか。ですから、以前から見たら3分の1もいないわけです。

以前はその子供もいた、若い人もいた、それから、中年層もいました。ある程度の高齢者もいました。その中で地区対抗リレーというか、各集落のリレー大会がありましたよね。あれが町民運動会の花だったのです。ところが年々子供が減って、若い青年層もいなくな

ってくる、お年寄りが多くなってくるということは、対抗リレーに参加できないのですよ。特に集落は戸数が少ないですから、ですから参加者が集落の方は減ってきてしまって、現状というのがそんなのです。

大きな団地はそれなりに700戸とか800戸とかありますから、リレーは参加してくれています。しかしながら、文間、東文間、文の方の旧集落は、リレーに参加したくても参加するメンバーがそろわない。そろわないから、区としてじゃあ不参加にしようか、そういうことになって、だんだんだんだんしりつぼみになってしまう。

そこで、課長もあれでしょうが、要するに数年前から見直さなければいけないよと、私のところにも耳に入っているのですよ。この中身を見直して、町民運動会をやめるというのではなくて、中身をちょっと変えていって参加者をふやさなければしょうがない、それは行政も思っていたのです。今でも思っているのしょうけれども、それを去年までやっていないのです。

なぜやれないのか、そこまで私にはわかりませんが、要するに成果説明の中で1,500人来たからいいよ、盛大にできたからいいよと、そういうことではないのですよ。考えてみれば10分の1なのです。

納涼花火大会というのは、千葉県の方も入っているのか知りませんが、約1万人の観衆とよく言われています。1万人でも、まだ利根町は1万5,000人以上いますから、それでも利根全町ではないです。全部来るといのは何をやってもそれは無理ですけども、1,500人、10分の1、それで盛大にやれましたかと、私そういうふうに思っていますよ。

それはもう少し中身を変える努力をして、町民の皆さんの利根町しての一大イベントなのですから、考えてやらなければいけないのかなと、私はそう思っていますけれども、町長は先ほどの答弁の中で、ことしは関係の皆さんとよく審議をしてやっていきたいと、そのような答弁をしましたけれども、課長、その件につきまして具体的にどのようにするのか、現に案があるのかちょっとお聞きしたいと思います。もしなければ、なくてもいいです。

○議長（井原正光君） 生涯学習課長石井博美君。

○生涯学習課長（石井博美君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

1,500人というのは大体23年度だと思いますが、昨年度は老人の種目を2種目ほどふやしまして、延べ人数2,100人と、幾らか前年度より上がってきております。……（発言する者あり）ええ、それはまだ成果説明で説明していませんので、当然だと思います。

ただ、そういう形の老人の方の出る種目とか、それから、先ほど町長が述べましたように、ウェルネススポーツ大学の新たなスポーツ、皆さんで楽しんでいただけるような種目があればとことしは思っております。

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿君。

○11番（若泉昌寿君） 大変課長には失礼いたしました。1,500人と申しまして、それは

一昨年の話でしたね。申しわけございませんでした。

それで課長の方からそういう考えがありましたけれども、利根町というのは高齢化が進んでいるのですから、確かにウェルネススポーツ大学が来まして、今年も学生もふえました。今260人ぐらいいるのですか。そういうことで昨年よりはことは学生が参加してくれると思います。

しかし、まだ若い学生ですから、走るとか、そういうことは全然問題ないです。そういうことでは参加してくれると思いますが、ただそれだけでは、現在住んでいる利根町の町民の皆さんはなかなか参加してくれない。高齢化が進んでいるのですから、そこは町としても認識して、今二つふやしましたと、もう少し高齢者の人も参加できる、また中年層も参加できる、そういう形でやっていかなければ参加者はふえないのかなと思いますよ。

一つ例を挙げますと、お昼のアトラクションが二葉幼稚園ですか、毎年来てくれますよね。あのときというのは、園児のお父さん、お母さん、当然休みのときですから、中にはおばあちゃんとか何か来ますよね、それでお昼どきに写真を撮ったり何かして、いつもより活気あふれて見物する客がふえたと、そんな感じはしますけれども、それが終わってしまうと皆さんさあっと帰ってしまう。そのまま残ってはくれないのです。課長もご存じだと思えるのですけれども、そのまま残ってくればいいのですけれども、そのアトラクションのみなんです。ですから、全体的に考えて町民の皆さんが参加できるように、例えばどのようにしたならば旧集落の人たちが参加してくれるか、そういうこともこれから考えていかなければいけないのかなと思うのです。

やはり町長、よく言っていますよね。税金でいただいたお金、1円たりともむだには使ってはいけないんだと、この町民運動会に関しまして、たしか100万円先かかっていますよね。ですから、1日で100万円というお金を使うのですから、町民の皆さんが1日楽しく遊べるように、楽しめるように、そのようにことしからやっていただきたいなと思います。町長もことしは皆さんと相談して見直すと、そのように言っていましたので、ぜひともそのようになるように、私は課長、町長に期待しておりますから、よろしく願います。

これで私の質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、3番船川京子さん。

〔3番船川京子君登壇〕

○3番（船川京子君） 2番通告、3番船川京子です。傍聴席の皆様におかれましては、

お忙しい中、このようにたくさんの方にお運びいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

公民館の今後のあり方について。

町民の皆様におよそ30年という長きにわたり広く親しまれている利根町公民館が、社会教育法にのっとり、国庫補助金である社会教育施設整備費補助金をもとに設立されました。社会教育法第20条には、公民館の目的が次のように述べられています。「公民館は、市町村その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」、また、社会教育法第23条には公民館の運営方針が明記され、その内容の一つに「公民館は、次の行為を行ってはならない。1、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」とあります。この法律により、公民館は営利目的には使用することができません。

現在、利根町公民館は社会教育法のもと、健全なる運営をしていただき利用されている町民の方たちからは、大変に喜ばれ、社会教育法に記されているその目的を十分に果たしていると認識しています。多くの町民が公民館に足を運び人の輪が広がっていくことは、大変に望ましいことであり、今後もさらにその活動が活発化されることを期待するところです。

その一つの例として、ことしの3月23日に、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、利根町地域企画実行委員会のご紹介により、沖縄の舞踊集団「花やから」の公演が利根町公民館にて盛大に開催されました。

当日は1日会員の皆様からも一席3,000円の協力金をいただき、1,000人を優に超える協力会員の方たちが集われたと聞いています。

「花やから」は、4歳から二十歳前後のお嬢さんたちで結成されている沖縄の舞踊集団です。教育の分野においても、児童や生徒の修学旅行の日程に組み込まれるなど大きな実績を持ちます。また、その活動の場として全国各地における公演やテレビコマーシャルなどにも出演し、海外での公演も重ね高い評価を受けています。

この「花やから」の公演を開催するに当たり、公民館審議委員の皆様が、公民館の音響設備などに対しご心配されていたようですが、実行委員長に確認いたしましたところ、「花やから」のメンバーとスタッフを含め、20人が前日の3月22日に沖縄を出発しました。同時にマイク、スピーカーなどの音響設備や照明器具、大道具、小道具、衣装などすべて持ち込みましたと、設備においては何の支障もなく、公民館からは電源だけをおかりする形にしましたと伺いました。

開催当日は、昼と夜の部、2回公演が行われ1,000人以上の方が集い、満席となりました。

河内町、龍ヶ崎市、稲敷市、美浦村など近隣の市町村からも300人以上の方が来館されました。他市町村の方たちに感想をお聞きしたところ、愛くるしい少女たちのすばらしい演技に感動し魅了されましたなどの公演の内容に対する高い評価の声とともに、利根町公民館の建物に対し、利根町にこんなすばらしい会館があるのを知りませんでした、うらやましいなど、感嘆や驚き、羨望の声が大変多く聞かれたそうです。

さらにお隣の利根町に行ったら、まるで沖縄にいるようで、声をかけてくれてありがとう、こんな機会があったらまたぜひ教えてほしいなど、喜びと感謝の声も大変多く寄せられたそうです。

利根町の方たちの感想も、感動と喜びであふれていましたが、そのほか最も多かったのは、芸術や伝統文化などに触れるためになかなか遠出はできないけれども、町に呼んでくれたら、見たり、聞いたり、触れたり、楽しむことができるので大変にうれしい、ぜひこれからもこのような機会をつくってほしいとの内容でした。

このほか、利根町に住んでいるのに初めて公民館の中に入りました。こんな立派な会館が町にあるのを知りませんでしたなど、初めて来館された方や、数年ぶりに公民館に来ました。10年以上公民館には来ていませんでしたなど、足が遠のいていた方たちの来館も少なくありませんでした。公民館を一步も二歩も町民の方たちに開く大きなきっかけになったと感じています。いっぱい笑顔で公民館があふれ、日ごろ足を運ぶ機会のない人や幼児から高齢者まで幅広い年代の町民の方たちが一堂に会し、ともに笑い、ときには涙し、感動を分かち合えることは大変にすばらしいことだと実感いたしました。

社会教育法第20条に記されている公民館の目的を十分に果たし、さらには町の活性化に向けても大きな期待の持てる公演であったと感じています。

このように完成度の高い芸術作品や全国各地における郷土芸能などを町に招くには、旅費や宿泊費を初め、経費を考えると、協力金や入場料などが必要になるのは当然のことだと思います。しかし、利根町企画実行委員会のメンバー初め、町民の皆様の中には、町は公民館で行うイベントに対し入場料金の徴収を一切禁じているとの認識をお持ちの方も少なくありません。

そこでお尋ねしたいと思います。今後、公民館において、町の活性化を図る目的や町にしながら町民の皆様に芸術作品に触れていただくために、営利を目的としない有料イベントの開催を望む町民団体や個人などに対し、町としてどのような対応をされるのかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 船川京子さんの質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

公民館は社会教育法のもと、国の社会教育施設整備補助金の交付を受けつくられた施設

でありまして、もっぱら営利目的には使用できません。

現在、公民館では社会教育法の目的に沿った運営を行っております。

営利を目的としない有料イベントの開催につきましては、社会教育法第20条の芸術、文化の催し物であり、内容が公民館の目的に合っていることが必要となります。これは船川議員先ほどご指摘のとおりでございます。そして、営利目的でない妥当な費用であると判断できれば、利用していただきたいと、そのように考えております。

今後も町民が利用しやすい社会教育施設としての公民館運営を進めていきたいと考えております。公民館利用の詳細については、教育長に答弁をさせます。

○議長（井原正光君） 教育長伊藤孝生君。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、船川議員のご質問にお答えいたします。

社会教育法第23条第1項第1号がございますが、公民館事業や公民館施設利用における料金徴収や営利的要素をすべて禁じているわけではなく、団体等が公民館を利用して活動する際、講師謝礼金、旅費などの活動に要する費用を一般参加者から集めることは問題ないとしています。

先ほど町長が答弁しましたが、営利を目的としない有料イベントの開催につきましては、社会教育法第20条の芸術、文化の催し物であり、内容が公民館の目的に合っていて、営利目的でない妥当な費用であると判断できれば、許可をしたいと思っております。

なお、非営利性について問題はないか、収支等について適切な判断をする必要があり、事業の予算書、事業計画書等の提出をお願いしています。

いずれにしましても、団体の運営内容等を伺った上で利用していただくこととなりますので、新たに有料イベントを実施したい団体につきましては、事前に公民館に相談していただきたいなと思っております。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 今、町長、教育長から明快な答弁をいただき、一切町として有料イベントを禁じているのではなく、社会教育法にのっとり適切な内容であると判断されたものに関しては、町で公民館を町民発で利用することが可能であると認識をさせていただきました。そこで、次の質問に移りたいと思います。

町長、教育長には「花やから」当日、昼の部にご参加をいただきました。この公演も、先ほども申し上げましたように、会員の方から協力金をお預かりして開催されました。一般参加された方の感想などご紹介させていただきましたが、教育長は公演の内容や実行委員会の運営形態などについてどのような印象をお持ちになられたのかお伺いしたいと思います。

また、今後、このように多目的ホールを使用して会員から会費を徴収し、開催する有料の行事予定はあるのでしょうか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 教育長伊藤孝生君。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、お答えします。

公演の内容につきましては、子供舞踊集団として事前にインターネット等で見て承知しておりました。

当日は、実際に観賞したその感想ですが、本当に子供たちの爽やかな笑顔、そして元気いっぱいの踊り、次から次への演舞には本当に会場が感動に包まれていたと、そのように思っております。まさに社会教育法第20条に合ったすばらしい公演であったかと思えます。

次に、利根町地域企画実行委員会の運営形態についてですが、まず、公民館使用許可申請書を許可するに当たりまして、昨年11月だと思えますが、公民館運営審議会を開催しています。社会教育法第23条の解釈についていろいろ意見が出されました。特に政治的宗教団体とのかかわりがいいかとか、営利を目的とした事業ではないかとか、また、一度認めてしまうと崩壊的に営利団体が入り込まないかとか、そういった疑問や心配がなされておりました。これは事実でございます。

昨年の12月になりまして、公民館使用許可申請書がちょうど公演3カ月前に提出されました。この公演の日は、幸いなことにほかの団体からの申請はありませんでした。

また、社会教育法第20条に合っているか、これを確認しました。また、政治的宗教団体とのかかわり、また、収支予算書等の提出を求め、本当に課内での検討の結果、許可をしたということでございます。

そして、利根町地域企画実行委員会の方々には、公民館の運営形態について十分にご理解をいただきまして、会の運営に当たっていただきました。特に会費の徴収に当たっては、利益目的という誤解を生じないように徴収していただいたようです。会費はほとんど公民館を通さず直接本人に出向いて徴収したと、このように聞いております。

特に公民館等への苦情等は聞いておりませんでした。

また、もし問題があれば、実行委員会の方々への協力を依頼し進めるということで話し合っただけで進めることができたのかなと思えます。

実施後、収支決算書を確認しました。実際に実行委員会の利益はなかったということも、私、確認をしております。

地道な活動によりまして多くの方々に参加して楽しめたのではないかと思います。本当にご苦労さまでございました。

実際、公民館が補助いすを入れると500席とれる施設なのですね。このホールが500席いっぱいになる行事が年間本当にどれだけあるのだろうか、ちなみに、学校の職員全部集まっても約100人ぐらいしか集まりません。それが現状でございます。

以前ある議員から、公民館はもっと入場者数が増える努力をすべきと、こういった指摘がございました。また、公民館は文化協会、体育協会などよく利用される人はいいのですが、全く公民館を利用しない人も多いのも事実です。多くの人々が利用されるためにも、今回のような町民による実行委員会が活躍して行事を行うことが、公民館の活性化には必

要だと考えております。

次に、会員から会費を徴収して多目的ホールを使用する行事はありますかという質問があったかと思うのですが、現在、公民館、文化協会、各団体やその他の一般団体が行っているように、各団体で料金を出し合って、一般には無料で公開するという、そういったことも現在行っています。

その一般からの料金徴収というよりは、その団体の会員から金額を徴収するということであるならば、営利目的という誤解は生じないのかなと思います。

さらに、公民館を使用するに当たりまして、料金徴収の問題ですが、現在、町主催の秋の公民館コンサートにおいては、1,500円の観賞券を取っております。ことしは11月24日に秋のコンサート、ジャズ等を考えておりますので、ぜひ皆様方、この秋のコンサートにも足を運んでいただきたいなと思います。

また、社会福祉協議会主催の公民館映画会、これでは約300円の協力金を販売しております。いずれも町民の福祉のために開催しておりまして、営利目的には当たらないと考えております。

そのほか、文化協会の第1部門、5団体ぐらいあると思います。そのほか、一般の4団体ぐらいありますか、カラオケ大会というのがございます。約3,000円から5,000円の会費を集めて行っております。収支決算書の提出も求めて確認したときもありますが、営利目的ではないと確信しております。

そのほか、子供のピアノ音楽発表会など年間4回ぐらいございます。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 今、教育長からいただいた答弁で、この利根町地域企画実行委員会の皆様が行ってくださったこの公民館のホールを満席にするという、また、地道な真摯な態度で運営にかかわったという評価をいただき、大変私もうれしく思うと同時に、このことが今いろいろなイベントのご紹介もいただきましたが、これからの公民館の運営に一つの方向性を位置づけさせていただけたのではないかとの印象を持ちました。

そこで、関連してもう1点お尋ねしたいと思います。

多目的ホールにおいて、登壇者に対する謝礼の意味も込めての花束などの贈呈について伺いたいと思います。

多目的ホールの入り口に、ホール内での花束の贈呈は禁止ですと表示をされていますが、町では公民館で行われるイベントにおいて、登壇者に対し謝礼の意味を込めた花束でもすべて会場でお渡しする行為を禁止しているのでしょうか。花束ではなく、ほかの贈り物はよいのでしょうか。

「花やから」を一つの例として申し上げますが、演技の途中で「花やから」のメンバーが舞台からおり、観客席、通路で踊りを繰り広げる一コマがありました。間近で踊る彼女たちの首に会場の至るところでキャンデーレイをかけ始めると、少女たちは少しひざを曲

げ、笑顔でこたえ、観客と手を握り合っていました。

その様子を見ていた周りの人たちに笑顔と拍手の波動が広がり、会場全体に何とも言えない一体感が流れ、場内は大きな盛り上がりを見せました。うれしさや楽しさ、感謝などの気持ちを些細な形にして伝えることで大きな喜びに変わることもあると思います。

実行委員会の方からは、遠く沖縄から利根町のためだけに来てくれた「花やから」に花束を渡してあげたかった、少し残念ですと、そんな声も漏れ聞こえ、多目的ホールを出てからそっと渡されていたようです。

演技の最後に、観客から登壇者に対し謝礼の意味を込めた花束の贈呈や、うれしさや喜びの気持ちを込めたささやかなプレゼントは、その光景を見る観客の方たちにも共感の輪が広がるのではないのでしょうか。

また、登壇者との間には、次へのつながりや再会に対する期待の意味も込められていると思います。

例規集にある利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例や利根町立公民館管理規則には、花束などの贈呈の禁止には触れてはいないと思います。しかし、町としては多目的ホール内における花束の贈呈を禁止しているのには、何か理由があつてのことだと考えます。いつごろから、どのような理由で禁止され、将来へ向けてはどのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 教育長伊藤孝生君。

○教育長（伊藤孝生君） 花束を贈呈したかったということではありますが、本当に実行委員会の方々には、このような細かいところまでご配慮いただきまして、本当にありがとうございました。

花束を持って沖縄に帰るということを考えた場合、花束よりもあのようなキャンデーレイの方が、今回はよかったのかなと、そんなことを感じました。

ところで、花束の問題ですが、設管条例には当然これほどにも規定はありません。ただ現在、公民館許可書の裏面に使用に関する注意の中で、公民館での花束、花輪、金品等の授受並びに装飾は行わないことと記載して全面的に禁止になっています。特にこの件に関しては、今まで苦情等は聞いていなかったのですが、なぜそのようになったかという、数年前ですが、私もかつては公民館運営審議会委員の一員であったときもあったのですが、公民館において子供たちのピアノ発表会で、当時、演奏者に花束を贈る、そういう習慣がありました。実はもらえる子はたくさんもらえるのですが、もらえない子は全くもらえないと、そこで差をつけるのも、やはり公民館という中ではちょっと好ましくないのではないかとということもありまして、ホール内での花束贈呈を禁止していこうと、話し合って決めた経緯がございます。

また、文化協会がすごく盛り上がった時期がありますね。そのときに名取りになったとか、花束とか、御祝儀とか、甚だしくたくさんあった時期がありました。舞台に駆け上が

って1万円札をここに、後ろでおばちゃんがピンをとってこうやって刺すのですね。そういうのが実際、今回はそんなことはないことを祈ったのですが、今回はそういうことはなかったのですけれども、実際そういうすごく派手な時期がありました。そういうこともありまして、金品の授受というものはないようにしないと、公民館の本来の働きがなくなってしまうということで、控えていただくために禁止にしたようです。

また、カラオケ団体の発表会においては、花束、それから、これもまた金品が派手に客席から出演者に贈られて、そういった習慣になっていまして、これも社会教育施設としては好ましくないということで、花束も全面禁止しています。これが禁止の理由で、ここ10数年そういうことで利根町公民館の恒例になっています。

ただ、花束のみならば謝礼的な意味もありますので、営利とは違うと思いますし、ホールがだめなら外に行って差し上げている方もいますし、これについてはまだ利用の方々の皆さんの意見も聞かなくてはなりませんので、運営審議会委員の意見も参考にしながら、今後の課題ということにさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 今、こういう状態に、花束の禁止をされているに至った経緯の説明を教育長にいただきましたが、理由を伺うと、例えばピアノの発表会というくくり、カラオケ大会というくくり、文化協会の皆様方の発表会というくくりの中でいろいろな改善すべき、検討すべき状況に出会ったために、その中で時の先輩たちが一番いい形を決めていただいた経緯であると感じましたが、今回のこの「花やから」のように、確かに教育長おっしゃったように、花束を持って飛行機に乗って沖縄までという大変だとは思いますが、例えば先日、三味線の兄弟が町に来たと思うのですけれども、そういった完成度の高い芸術家に対し、これは登壇者と観客者が全くそれぞれの立ち位置で別の形になることはないと思うのです。

例えば文化協会の方は、踊られた方も観客席にいらっしゃることもあるでしょうし、また、登壇者の方たちがとても数多く、そして身近なグループの中にいらっしゃると思えます。しかし、遠方から来た芸術家に対しては、観客がこの登壇者に対して贈るという行為は、ある視点からすると全く別の行為のような印象を持ちます。

教育長からは、最後に検討の余地があるという答弁をいただきましたので、今後の検討課題の一つに加えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、先ほどからこの有料イベントを公民館で全面的に禁止をしているのではなく、内容がかなっているのであれば行うことは可能であるという、そう理解をさせていただきました。そこで、有料イベントである「花やから」の公演を行うに至る背景について、再度ここで確認をさせていただきたいと思えます。

利根町地域実行委員会の方たちは、この「花やから」の大ファンです。だからといって

沖縄まで公演を見に行くことは、そう簡単にできることではありません。いつか利根町に招きたいと何年も望んできたそうです。しかし、町は公民館において有料のイベントを行うことを一切禁止していると思っていたので、公演の開催はあきらめてもいたそうです。そんな中でことし3月23日の開催が決まり、実行委員会のメンバーは「花やから」の少女たちに会えるのを楽しみに協力の輪を広げられたと聞いています。そして、待ちに待った当日、目標であった1,000人を優に超える人たちにお越しいただき、思っていた以上に大成功をおさめることができましたと、委員会の方たちはうれしそうに話されていました。

観賞された方たちからは、2カ月以上過ぎた今も感謝や喜びの声が聞こえ、次の開催予定の問い合わせもあったそうです。この実行委員会の代表の方たちとは、私も何回か懇談的にお話をさせていただく機会がありました。そして、私も含め、今回の公演を機に公民館の利用に対する認識が大きく変わりました。

先ほども申し上げましたように、町民の皆様の中には利根町企画実行委員会の方たちのように、町は公民館で町民発の有料イベントの開催を一切禁止していると認識されている方は少なくないと感じます。また、町の活性化を目指し活動されている人たちの中にも、同じ認識をお持ちの方もいらっしゃるのではないかと感じます。

そこで、公民館の運営についての質問の最後に、町長に次の2点についてお尋ねしたいと思います。

一つには、町長も「花やから」の公演にご参加いただいたと思います。どのような印象をお持ちになられたのか、これは町長の感想をお伺いしたいというたくさんの方がいらっしゃいましたので、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

また、2点目は町民の皆様には公民館の利用方法に対する正しい共通認識をお持ちいただくべきではないかと考えます。そのために広報の必要性も感じています。この点も含め、今後の公民館のあり方についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

3月23日の「花やから」、私も招待状をいただきまして公演を拝見また拝聴しましたが、一言で言えば、すばらしいの一言に尽きると思います。この公演をやるに当たっては、「花やから」のメンバーももちろんのこと、実行委員会の皆さん、また関係者の皆様には大変ご苦勞もあったと思います。この場をおかりして敬意を表したい、そのように考えております。

私は昼の部を見せていただいたのでありますが、4歳の女の子が2名、それと一番上の方で22歳と記憶しているのですが、みんな女性の方ですけれども、それと男性でおもしろい方がいましたね。高校生だと聞いてびっくりしたのですけれども、皆さんすべてすばらしいのですけれども、どうしても4歳の二人の子に目が行ってしまうのですね。

いずれにしても、「花やから」を拝聴させていただいて、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、すばらしいの一言に尽きる、そういう感想でございます。

また、生涯学習課の公民館の関係ですけれども、生涯学習課では毎年生涯学習のパンフレットを作成し、活動についての案内をしております。また、広報紙により多くの方が学習に参加できるよう、講座等の案内もしております。

有料イベントについては、町の音楽会を初め、各団体により実施されております。もしわからないことや疑問の点がございましたら、先ほど教育長からも答弁がありましたように、公民館の方へ相談をしてほしいと考えております。

ともかく、これからは多くの町民の皆様が生涯学習の機会がふえてくると、そのように認識をしているところでございます。公民館という社会教育施設を有効に住民の皆様方には活用していただきたい、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） うれしい感想とともに、公民館の今後の方向性として再度確認ですが、有料イベントを一切禁止しているのではなく、内容が適切であり、また社会教育法の目的にのっとった事業であるならば、町民発で利用させていただくことは可能であるという、これは大きく意識を変えられたような、そんな印象を持ちました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。男女共同参画の取り組みについてお伺いしたいと思います。

この質問は複数回にわたり行ってまいりましたが、その都度、町長、担当課長初め、行政の皆様におかれましては、その内容に対する意識を高め、男女共同参画社会の実現に向け新たな取り組みを進めていただいているところです。前回の質問に対し、町長からは次の内容のお考えを示していただきました。

男女共同参画社会の実現につきましては、男女が性別に関係なく、ともに社会のあらゆる分野に平等に参画できるまちづくりが何より重要だと考えておりますと、その具体的な取り組みとして新たに庁舎1階イベントホールに男女共同参画コーナーを設けていただきました。図書館にも同様にコーナーを設置していただく予定があることも、前回の質問の答弁の折に示していただきました。さらに、町のホームページにおいては、男女共同参画についてのコーナーを新設し、まだまだ町として認知度の低い男女共同参画についての啓発を実施していきたいとの意向と、審議会などへの女性委員の登用率の向上など、それぞれ事業の内容と方向性を示していただきました。

そして、今年度は男女共同参画関係と題し、平成25年度主要事業に位置づけられ、利根町男女共同参画推進計画策定に向けての準備についても明確に打ち出していただき、事業の全体的な前進に大きな期待を寄せているところです。

町として男女共同参画社会の実現に向け、現在までの具体的な事業の進捗状況及び今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、男女共同参画の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、男女共同参画社会の実現に向けての具体的な取り組みの状況でございますが、議員ご指摘のとおり、1階イベントホールに男女共同参画コーナーを設置してございます。本年5月には、図書館の施設内に同様のコーナーを設置し、男女共同参画の関連図書やDVDのほか、県など関連機関が主催するセミナーの案内や広報紙等を置くことで、少しでも多くの人に男女共同参画の活動内容を周知し、男女共同参画の意識の啓発を行っているところでございます。

今後は蔵書数をふやすとともに、小中学生、高校生向けの関連図書等も配置していく予定となっております。

また、利根町男女共同参画基本計画の策定に向けた取り組みといたしましては、これから計画策定のためのご審議をいただく協議会を設置し、計画の策定に向けた住民意向調査アンケートの調査票の審議をお願いする予定でございます。

その後、このアンケート調査票により住民意向調査を実施し、今年度内に結果を公表していきたいと、そのように考えております。

そして、平成26年度に男女共同参画基本計画の策定を行う予定でございます。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 今、平成26年度に基本計画策定の予定と、時期も明確に示していただきました。策定が完了することを大きく期待するところでございます。

また、今、協議会のお話がありました。この協議会の立ち上げ時期ですけれども、もう一度、課長、確認させていただいていいですか。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

男女共同参画基本計画策定のための協議会の設置につきましては、先ほど町長からもご答弁がございましたが、まず住民意向アンケート調査を本年度実施して結果を公表する予定でございますので、その前に調査票のご審議をいただくということでございますので、早ければ7月、もしくは8月ぐらいには立ち上げないと、アンケート調査票の結果公表までの時間がございませんので、遅くとも8月中には立ち上げをしたいと、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 課長がおっしゃるとおり、急がなければ形になる時期がずれていくのではないかと、そんな印象を持ちます。

そこで、まだ未確定であれば結構ですが、協議会の構成人数及び男女の比率、年齢や募

集方法などは決まっているのでしょうか。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 協議会につきましては、人数は12名を予定しております。男女の比でございますけれども、男女共同ということでございますので、半分半分くらいがいいのかなと、そのように思っております。

それと、委員の構成でございますけれども、できれば若いお母さんとか、そういう方々に参加いただければありがたいと思っております。

また、団体等をお願いする場合でも、年齢の若い方の推薦とか、そういう形で若い方々の意見を集約して計画づくりをしていきたいと思っております。

また、一方で高齢者の方も入っていただいて、その中で意見を出していただいていい計画づくりを進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） 今、課長から大変期待の持てる答弁をいただきました。

確かに課長がおっしゃったように、若い方の意見も必要だと思います。しかしながら、人生の大先輩の意見も、この男女共同参画においては大変重要な役割を果たすと考えます。今のような形でぜひとも男女共同参画の理解が広がり、具体的に動き出すことを期待したいと思えます。そこで、もう1点伺いたいと思えます。

先ほど町長の答弁の中に、町ホームページのトップページに男女共同参画コーナーを新設するという部分には触れられてはいなかったように思うのですが、ここの部分はどのような予定があるのか、課長に伺いたいと思えます。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 議員ご指摘のとおり、町ホームページに男女共同参画関係の掲載は今、されておられません。現在、その準備中でございますので、準備が整い次第、ホームページの方に掲載したいと思っております。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） しつこいようですが、進捗状況を伺いたいと思えますので、もし掲載できる時期などが、幅があっても結構ですので、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 6月中にはホームページの方に掲載したいと思っております。

○議長（井原正光君） 3番船川京子さん。

○3番（船川京子君） それは楽しみだと思います。情報メール配信や出前講座とともに、この男女共同参画コーナーのページが新設されることは大変うれしく思います。

この男女共同参画社会実現に向け、町としても一歩も二歩も前進した取り組みをしてい

ただいていることに大いに期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（井原正光君） 船川京子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 6 分休憩

午後 3 時 2 5 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 番通告者、7 番白旗 修君。

〔7 番白旗 修君登壇〕

○7 番（白旗 修君） 皆さんこんにちは。3 番通告、白旗 修でございます。私は、大きく二つの質問をいたします。

一つ目を、まず最初に申し上げます。第 4 次総合振興計画 4 期基本計画についてお尋ねいたします。

次の点について、最初、1 番だけお伺いいたします。

町は、去る 3 月に第 4 次総合振興計画 4 期基本計画（案）を議員や住民にお示しになりました。その後、それはどのようなようになったかをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第 4 次総合振興計画 4 期基本計画のその後の扱いはどうなったかのご質問でございますが、策定をしました 4 期基本計画は、庁舎及び図書館の情報公開コーナーで公開するとともに、町ホームページへの掲載と「広報とね」6 月号にも計画の概要を掲載し、周知を図っていきたくと考えております。

○議長（井原正光君） 7 番白旗 修君。

○7 番（白旗 修君） ちょっとマイクの関係上、私の隣の席から質問をさせていただきます。

今おっしゃったようなことはわかりましたが、私たち議員に、基本計画の案が私たちの要望によって議員に渡されました。そのときに同時に、ことしの 1 月 15 日から 2 月 5 日まで約 20 日の間に住民からの提案やコメントを受け付けるというふうになっていたわけですが、それは、その後どうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

白旗議員ご指摘の 1 月 15 日から町民の皆様方に意見をいただく方法として、庁内 8 カ所

に閲覧用の計画書素案を設置いたしました。また、町ホームページからの閲覧でダウンロードできるようにいたしまして、公開をいたしまして町民からの意見を幅広く募集をしたところでございます。

これらによりまして、3名の方からご意見をいただきましたので、計画素案の修正や計画作成の参考とさせていただきます。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 具体的に、どういう内容であったか教えてください。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 内容は、ちょっと手元にございませんで、後で配付するというところでよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 印象に薄い程度のコメントや提案であったのでしょうか。とにかく、3件というのは大変少ない数ではないかと思います。

私も、その後5月になりましてから、でき上がったものを議員は配られております。こういうものでございます。これは、また後ほど中身について申し上げますが、この4期基本計画、3期の基本計画、これは5年ごとに変えているんですが、これを見て工夫をしているところがあるというふうに私も感じております。これは、町長、別のところでお話しになっておられると思いますが、施策の指標とか、あるいは計画達成のために、町民の役割あるいは行政の役割というものがあるのが今までの3期基本計画にはないことをやっておられます。これは大変いいやり方だと私は思います。

ただ、町民の役割と行政の役割というものも、これは羅列的に書いてあるだけであり、さまざまな行政課題や行政の役割を、行政執行部がどのように実際の活動として実現しようとしているのかが、基本計画書ではわかりません。例えばこの基本計画書、19ページをごらんいただきたいんですが、企画財政課長はお持ちだと思いますが。

いろいろあるんですけれども、19ページには、基本方針、安全で快適な住みよいまちづくり、これは第1次のときから変わっていません。それから、基本施策の第2、道路交通網の整備、これも変わってありません。その基本構想第2の道路交通網の整備というところの現状と課題と、こういうふうな、昔と同じように出ておりますが、行政の役割というのが今度追加されたんです。町民の役割、行政の役割、これ大変いいことであります。その中にいろいろ羅列してあるんですけれども、その中に町民の移動の円滑化を図るため近隣市町との広域的な公共交通体系の確立を目指します、こういう文言がございます。これは具体的に役割として書いてあるわけですから、基本計画のここには書いていなくても、後から私は聞いて、私自身がちょっと不明なところがありましたけれども、実施計画というのもおつくりになっているようですけれども、それは実施計画でどういうふうに具体的に示されているのかお示しいただきたい。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

実施計画につきましては、今月中の編成完了に向けまして、今、細部の字句の見直しといたしますか確認を行っているところでございます。最終的に公表いたしますので、表現が不適切なものとかも実際ございまして、各課等のヒアリングを行いまして、一字一字、文字のチェック等を行って、今その確認をお願いしているところでございます。

実施計画については例えば、今、白旗議員ご指摘があったとおり、道路交通網の整備で基本施策の目指す姿がございまして、その下に施策として主な取り組み内容というのが記載されておると思うんですけども、この主な取り組み内容を例えばこの18ページ、19ページのところであれば、道路の維持管理というような事業名称を掲載いたしまして、それを3カ年に、25年、26年、27年度までにどのように進めていくかというような事業計画の記載がございまして、それに対する事業費の内訳と、それから、事業費を掲載いたします。それで、その実施計画をもとにして、今度、予算編成の方にも影響させまして、実際、事業を実施して、それから、その事業に対して毎年度評価を行いまして、それで、その評価に基づいた改善を実施して、また実施計画のローリングをして、事業を実施していくというようなことで、それを繰り返していくというようなことで最終的な目標を達成していくというような手順になっております。

そのようなことになっておりまして、この町民の移動の円滑化を図るために近隣市町との広域的な交通体系の確立を目指しますという、行政の役割ということで掲載してございます。これにつきましては、お隣の龍ヶ崎市とか河内町、それから、当面それらの公共交通の……龍ヶ崎市であればコミュニティバス、河内町もコミュニティバスございますので、それらの利根町で運行しておりますデマンド乗り合い型タクシー。町民の方、龍ヶ崎のコミュニティバスの時間……龍ヶ崎市、南ヶ丘にはバス乗り入れていますので、それらの時間帯等は利根町の方なかなか周知されていないようなところがございますので、そういうところの時間、時間表とか、そういうものをPRして、それから、龍ヶ崎市とは情報交換会を持っていますので、それらの中で、そういう連携ができるもの等があれば連携の話を進めたりしていきたいなと思っております。そういうことで広域的な交通体系を確立して、町民の方が移動しやすいような環境を整えていきたいなと、そのように思っております。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 私のきょうの質問の1の（2）の方で、どのような実施計画があるかという、現在、実施計画がつくられていないようですというようなことを書きましたが、これは私が認識不足で、実施計画は5カ年ローリングでつくっていくというお話でした。これは3月の議会でもお聞きしております。ですから、この質問は、ちょっと私の不明なところがございましてけれども、そういう5カ年の実施計画が前年度からあるんだったら、この町民のための公共交通をしっかりと円滑化するということについて、前年度、前々

年度からずっとやっていたはずです。今のデマンドタクシー、そういうような部分については、もう4年くらい前からスタートしているわけです。それ以外に、ご承知のように、取手には行けないとか、布佐には行けないとか、そういう切実な問題を何年も前にも私は指摘しておりました。そういうようなものは5カ年計画で今までもやってきているし、今度3カ年計画でさらに具体的にやるといふふうの実施計画をつくるといっておられるわけですから、もう少し具体的に、どことどういふふうに、そういう問題をどう解決しようとしているかというようなことを私はお聞きしたいんです。お答えいただけますか。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 今のご質問は、交通の関係の対策をどのようにするかというようなことでよろしいでしょうか。

○7番（白旗 修君） この行政の役割のところの具体的な内容を教えてほしい。

○企画財政課長（秋山幸男君） 利根の、下から2番目の町民のところですね。

これは、具体的には、先ほど白旗議員のご指摘もありましたとおり、取手には行けない、デマンドタクシーは取手には乗り入れできない、また、布佐駅にも乗り入れできないというようなことで、町で実施するようなときには公共交通は撤退しているようなところを中心に行うというようなことで、そういうことがありましたので、平成20年4月からデマンドタクシー運行しておりますけれども、龍ヶ崎市方面につきましては関東鉄道さんが前バスを運行しておったんですけれども、平成16年に撤退をされたと、そういうことがございまして、龍ヶ崎市方面に行く手だてがなかったということで龍ヶ崎市と協議をいたしまして、龍ヶ崎駅と、それから、病院を使う方のために済生会病院まで、2カ所限定で乗り入れをさせていただいております。

取手駅、それから、布佐駅につきましても、こちらは大利根交通さんが現在バスを運行しております、前にも申し上げたことがあると思うんですけれども、大利根交通さんの専務さんとは何回かお会いして、例えば布佐駅に乗り入れるときには、バス代があると思うんですけれども、バス代の2倍とか3倍とか料金を取るのでも乗り入れさせてもらえないかということで具体的にお話ししたことがございます。そうしましたら、お返事は、そういうことでお客様がバスからタクシーの方に行くのとバスの運行ができなくなると、そうすると撤退ということも考えなくちゃいけませんというようなことのお返事だったので、そういう事情があつて、大利根交通にも運行していただきたい、その補完するような形で町でのデマンドタクシーとか、そういうものを運行できればというようなことで現在は考えております。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 今おっしゃったことは既にお聞きしています。私が言いたいのは、この新しい4期基本計画書に近隣市町との広域的な公共交通体系を、これ難しいことなのはよくわかっています。道路運送法とか企業との、業者との関係とか、いろいろあるのは

わかっています。だからこそ、どうやるのかということをお聞きしているし、今度3カ年実施計画の中にどうそれを具体的に、近隣市町とどういう計画でやろうとしているのか、実施計画見ていませんから。また、前年度までの実施計画は非公開だそうです。なぜ非公開になっているのかわかりませんが、だから、我々わからないんです。住民も、もちろんわからない。その中で格好だけつけているんです。

私から言わせると、基本計画書、さっきお褒めしました。行政の役割を書いているのはとてもいいことです。それから、指標をつくったのも、少なくとも一歩前進だと思います。でも、それは課題というところもあるんです。大体見開きにできていますが、左側に行政の現状と課題というのがあって、右側に行政の役割というのが出ているんです。どちらも果たすべきものが載っています。ばらばらに載っているだけなんです。要するに具体的なことがない、それで、実施計画がわからない、少なくとも昨年度までは見せてもらっていない。3カ年計画、今度からはホームページに載せるんだそうですけれども、大いに期待しております。これは本当に難しい問題だと私もわかっていますが、そういうふうに書いている以上は具体的な実施計画ができていなければ空手形になるんじゃないでしょうか、そういうことを申し上げているわけです。できていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

ここに記載してありますとおり、近隣市町との広域的な公共交通体系の確立というようなことを目指していくというようなことをごさいますて、例えばですけれども、龍ヶ崎市さんの例を申し上げますれば、今、龍ヶ崎市さんは南ヶ丘までコミュニティバス来ていますけれども、一時、そのコースの関係で羽根野台のメイン通りを通らせてもらえないかというようなこともございました。それは利根町にとってもプラスなので、それは構いませんよということでお返事申し上げたんですけれども、現在、龍ヶ崎市ともやっています公共施設の相互利用とか……龍ヶ崎市とは公共施設の相互利用をやっていますので、その都度、施設ができたときに議会の方に提案させていただいて議決いただいておりますけれども、そういうこともやっておりますので、それと同様な考え方からすれば、コミュニティバスを相互乗り入れして運用するとか、そういうことになろうかと思っておりますけれども、相手方の考えもごさいますので、これは情報交換をしながら、その中で一つ一つ解決しなければならない部分もあると思っておりますので、こちらの一方的な考えだけを言っても前には進まないと思っておりますので、その辺を研究しながら連携して交通体系の確立ができればなど、そのように思っています。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 具体的なことはやめますけれども、要するにしっかり書いてあることをどこまで具体的にやろうとしているかというところに、私は非常に疑問を持つんで

す。ほかの例で言いましょう。

この4期基本計画の59ページを見てください。

これは基本方針5、町民による明るいまちづくり、これも第1次るときから変わりません。それから、基本施策、町民参加によるまちづくりの推進、これも前の期の3期、2期の計画と変わりません。要するに上の方はほとんど変わらないんです。変えることも普通はないわけです、よっぽどのがない限り。その中に町民参加によるまちづくりの推進という基本施策の1になっていますが、その中の行政の役割というところに、下から2番目にありますが、パブリックコメント制度の導入により町民の町政への参加機会を促進します。これも、つい最近ではなくて大分前から、そういうことはほかの議員も聞いてもいるし、私もそういうことで聞いて、それから、これの現行段階で住民に見せるということで、さっき3件しか提案がなかったといいますけれども、そのときもパブリックコメントでやるんですかとお聞きしたら、うちはパブリックコメントの制度がありませんと、こういうお話です。だから、返ってくる回答も、そんなものしか返ってこないと思うんですけども、今度、25年度から先、3カ年実施計画を少なくとも25年度の方はつくっているはずですよ、もう始まっているんですから。その中にパブリックコメント制度の導入ということを書いてありますが、具体的にどういう実施計画になっているかお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

パブリックコメント制度の導入により町民の町政への参加機会を促進しますというような行政の役割が記載してございますので、これにつきましては、現在、制度導入のための準備をしております。条例化するというようなことであれば、次回の議会には条例の提案ができるように進めていきたいと、そのように思っています。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 次回の議会では条例案を提案されるという状況にあるということでしょうか、そういうことですね。わかりました。

もう一つ、事例で申しましょう。

51ページですが、50ページ、51ページは、基本方針4で活力に満ちた人の触れ合うまちづくりというのがあります。これは何回も言いますが、それから、基本施策1で農業の振興、これも第1次から基本的には変わっていない目標です。そのとおりで結構だと思います。行政の役割という新しくできたところに、一番下なんですけれども、地場農産物を活用した商品開発や販売を複合した6次産業化を支援し、農産物の高付加価値化の確立を推進します。大変いいことが書いてあります。部分的に、もう既にやっておられるのも理解しております。しかし、これが今年度以降3カ年の実施計画の中に、どう具体的に計画がされているのか、これをお聞きしたい。経済課なのかどうかわかりませんが、お答えください。

○議長（井原正光君） 経済課長矢口 功君。

○経済課長（矢口 功君） 6次産業化の件ですけれども、そこに書いてあるのは、今、白旗議員おっしゃられましたように、もう既に一部の法人で実施していますし、今後、今ご存じのように国の方でも6次産業化の方の推進をしているところで、ただ、その実施計画の方の中には、今現在行っている内容をさらに追従できるような法人の育成といいますか、そういうのを盛り込みたいと、そんなふうに考えております。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 先ほどの話も含めまして、今度、実施計画というのは、25年度、26年度、27年度、3カ年の実施計画をつくると、それをホームページに載せるというふうに聞いておりますが、今の例えば6次産業化の計画として実施計画にはしっかり載るわけでしょうか。

○議長（井原正光君） 暫時休憩します。

午後3時53分休憩

午後4時10分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

経済課長矢口 功君。

○経済課長（矢口 功君） それでは、白旗議員のご質問にお答え申し上げます。

資料をちょっと持ち合わせていなかったものですから、大変失礼いたしました。

先ほどの6次産業の件でございますけれども、その中で実施計画の方に反映されているかというようなことで、先ほどご指摘ありましたように、特色ある農業の形成というようなことで、地場農産物による加工品の開発支援というようなことで、先ほどの6次産業という文言ではありませんけれども、同じ内容のことで記載してございます。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 内容の細かいことは必要なかったんですが、全般のあれを、私は実施計画がどれくらいできているかということをお尋ねしたかったんですが、どうもこれまでの印象では、ちゃんとした実施計画ができていないという印象があります。特に前年度までの5年間のローリングの実施計画つくってあるそうですけれども、非公開だそうですから見られません。ですから、その辺は私わかりませんが、これからの今年度以降3年間の実施計画というのはどういうものなのか。若干、様式を見せてもらいましたけれども、それでいいのかどうか、とにかく、つくっていただいたものを今度は公開されるそうですから、ぜひそれを見せていただき、我々の予算の審議にも反映をさせていきたいと思っております。

それから、もう一つ、この基本計画に関してお伺いしたいんですが、先ほどから申し上げますように、第何次基本構想あるいは第何期基本計画というレベルでは大きな変化というの

はない、基本的には町のあり方というのは変わらない、でも、若干変わる部分があるのも事実です。

それで、この4期基本計画の74ページ、75ページを見ていただきたいんですが、ここは3期の基本計画と同じ将来の人口予想をしております。つまり4期の基本計画でも、利根町の人口はしばらく1万8,000人で推移するというふうに、しっかりとグラフも書いてあります。私は3期のときも問題にしたんですが、今そこの庁舎の入り口のところにもありますけれども、今の利根町の人口は要するに1万7,500を切っているわけです。つまり私が言いたいことは、現実には何百人も減ってしまっている、それがこの4期計画でも平成32年まで1万8,000人で推移することになっています。3期計画は終わったことだからいいことにしましょう。4期計画で、何でそういう数字を出しているのか、何のためにこれを出しているのか、それをお聞かせいただきたい、町長あるいは財政課長どちらでも。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 白旗議員のご質問にお答えします。

ただいまご指摘のところは人口フレームのところだと思うんですけれども、この基本計画のもとになっております第4次利根町総合振興計画の策定がされたのは、平成10年度から32年までということで22年間の計画で作成されております。5年ごとに基本計画を見直しまして、現在4期ということでございまして、平成25年から平成29年までというようなことで今回計画を見直しさせていただいたところでございます。

この基本構想の部分でございますが、平成20年の見直しのときに、3期の見直しのときに、将来人口が3万2,000人くらいだったと思うんですけれども、平成32年の将来人口が3万2,000人とかという数字で実際とは乖離してございまして、実際の状況が乖離していた状況がございまして、それによりまして3期基本計画のところでは基本構想の人口フレーム、土地利用構想等を見直しさせていただいて、議会の議決をいただいて、3期基本計画のときに基本構想を見直しております。

今回につきましては、その基本構想の部分、3期の計画の方に載ってございまして4期の方に載せないと、ちょっと、両方の計画書を見ないとつじつまが合わないところがありますので、今回は資料編ということで、第4次利根町総合振興計画の基本構想を参考資料としてここに載せさせていただいたわけでございます。現在、人口フレームについても、ぴったり何十何人までというようなことではございませんので、構想は将来の姿といいますか、そういうもので想定してございまして、今回は基本構想については見直しを行わなかったというようなことでございます。そのようなことをご理解いただければありがたいと思っております。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） その前段の部分は見直しをしなかったというご答弁ですけれども、これは3期のときも申し上げました。あのときも問題があると私は思いましたけれども、

あれから5年たった現在、社会保障・人口問題研究所、厚労省の外郭団体、そこがかなり全国の市町村、県も含めて、詳細な年齢層別を含めて、人口の推計をやっているわけであり、平成22年、3年前ですけれども、利根町の国勢調査が1万7,473人です。そのときに調査した社会保障・人口問題研究所のあれは1万7,999だったわけです。ことしの3月に社会保障・人口問題研究所が推計を更新しています。それは、ここはもう過去ですから、国勢調査どおり1万7,473です。再来年、平成27年、この研究所の調査によると利根町の人口は1万6,823というふうに出ています。平成32年、この4期基本計画でも入っているんですが、これが1万6,049になっているんです。この社会保障・人口問題研究所が間違いないというわけではありませんけれども、しかし、現実には、そういう推計をしっかりとやっている、完全に正しいかどうかは別としまして。日本の少子高齢社会の推移を見て、明らかに人口が減っているのはわかっているわけです。それを参考資料という理屈はわかりません。これをもらった一般の住民の方はよく見ませんから、そんな参考資料かどうか。仮に参考資料にしても、こういう数字をこんなところに出すという、何のために出すのか、せめてここは修正すべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

年齢別構成の人口フレームの数字が、国の機関、人口問題研究所の推計からすると日本全国で人口が減っているのに横ばいはおかしいだろうというようなご指摘だと思います。この私どもで推計しているものにつきましては、土地利用の構想の方とも連動しております。現在、ニュータウンの南側の24ヘクタール程度の空き地がございますが、あそこは、土地利用構想上は住宅ということで利用するということになっておりまして、それを加味してこの数字を出してございますので、そういう土地利用との整合性もございますので、横ばいの1万8,000というようなことで、平成24年の見直しのときも、そこを加味して人口を推計してございますので、今回も、その土地につきましては、いまだに住宅というようなことになってございますので、それと連動させて人口フレームの方をつくってございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 全く理解できません。前につくった計画の枠組みの中で、その数字を生かそうとするのは実態を無視したやり方じゃないですか。現実に利根町の人口は、どんどん、どんどん減っているわけです、社会保障・人口問題研究所と同じような方向で。利根町の将来構想、基本計画をつくるのに、そういう数字、前につくった数字でやっていくんだ、全く理解できません。要するに私は、これだけじゃないんですけれども、こういう立派な基本計画書をつくっても何のためにつくっているんでしょうかという部分が非常に多い、七、八割、そういう思います。二、三割、評価できる場所もありますけれども。

しかも、これは、課長、300部つくったんですね。これの計算をしますと、直接費用、つ

まり審議会の委員報酬とか、それから、これの印刷費、それから、アンケート、それで約150万円かかっています。1冊5,000円です。300部で一般住民には渡らないんです。それで、この計画をつくるために、審議会とか、委員会とか、専門部会とか、たくさん時間を使って幹部職員がやっているんです。それも私の試算で細かいことはやめますけれども、150万円ぐらいかかるんです、人件費として。それを入れますと、これは1冊1万円するんです。1冊1万円するものを何だかさっぱりわからないデータを出して、もちろん部分的にいいところありますから、それはいいんですけれども、まず第一に、そんなむだをしいいんでしょうかということ、それから、一般の住民にはどういうぐあいにこの内容を知らせようとしているのか教えてください。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 住民の皆様方には、この計画については、町長のご答弁にもございましたが、ホームページの掲載、これはもう掲載済みでございます。それと、利根広報の6月号にも計画の概要を掲載して、周知を図っていくというようなことでございます。

それと、先ほど人口フレームのところでおかしいというようなご指摘が再度ございましたけれども、土地利用の方とも連動するというので、先ほど申し上げました。現在、利根ニュータウンの南側の土地については、住宅地ということで位置づけされております。そして、そういう位置づけをして、開発を担当する業者の方が、そういう開発の計画を持っていて県の方の許可をいただいているということはすべてリンクをしておりますので、町の方で、町の方の方針を変えるのであれば、その部分の土地利用の部分が、はっきり結果が出ませんと変えられないというような事情もございますので、それを勝手に変えてしまうと、計画の許可をもらったものと、その許可が現在も継続してございますので、それとの整合性もとれなくなってしまうというようなことも起こりますので、そういうことを加味して、今回このような人口フレームを使わせていただいているというようなことでございます。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 先につくったものがそうなっているから、こうやらざるを得ないという答弁ですけれども、現実はこちらなんだけれども、こういう制約があつて今のところこう表現しているというくらい入れておいたらいいんじゃないですか。そんなわけのわからないデータ入れて、住民が見る、わけわからないです。何で今人口が1万7,000切っちゃっているのに、1万何ぼですか、それなのに1万8,000でまだ平成30何年まで続くんだ、何やっているんだろうって、おかしいじゃないですか。だから、ちゃんと書かなきゃだめなんです。

それから、ホームページに載せるといったって、ホームページ見られる世帯は何世帯ありますか。最近スマホでも見られますけれども、でも、スマホをいじる年寄りって余り

いないでしょう。ですから、いずれにしても、今のお話聞くと、昔より周知のさせ方は徹底していません。だから、とにかく壮大なるむだ、そして、十分でない。私は、こういうことはぜひ十分に考え直していただきたいと思います。

この問題ばかりやっても、もう時間がなくなりますので、行政行動計画、2番目の方に入ります。

この行政改革行動計画、これは平成22年度から3年間、そして、その後、今年度、平成25年度から27年度まで3年間つくられております。24年度までのものは、もう終わっております。これを引き継いで25年度の行政改革行動計画というのをつくっているわけですが、私も、書いてあることが、どうもやはり具体的な部分がよくわからないんです。どういうふうに取り組むかということが書いてありません。おっしゃるとおり、広報の4月号、5月号に、実績と今後の計画がそれぞれ載っています。でも、これを見てもよくわからないです。

私が、ひとつ例えばお聞きしたいんですが、具体的にどういうことをやろうとしているのか。後期行動計画、これからの行動計画の例えば7ページを見ていただきたいんですが、財政課長で結構です。

これは4期基本計画との連携を保っています。これはとてもいいことだと思います。当然です。でも、7ページには、行政資料の有償頒布と書いてあるんです。希望者に無償配布している行政資料を有償頒布することにより新たな収入の確保を図る取り組みが、今年度から3年間の間、取り組み開始というふうに書いてあります。具体的に、どういう行政資料が有償配布の対象になるのでしょうか。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 行政資料の有償配付につきましては、今回作成してございます4期基本計画、それから、3期基本計画の在庫といいますか、若干ございますので、その印刷代をもとにいたしまして……要綱は4月1日で策定済みでございますので、その要綱にのっとって、第3期基本計画と4期基本計画の印刷代から単価を出ささせていただいて有償頒布するというので、本日午前中に庁議の中でご審議をいただいて頒布するというに決定いたしました。今後は、各課で持っているさまざまな計画やら、そういうものがございますので、それを順次、有償で頒布していくというようなことでございます。

また、公共的意味合いが強いところに配布するもの等については無償で行うというようなことございまして、全部有償ですというようなことではございません。そのようなことで、これから進めていくというようなことでございます。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） そうすると、これを有償頒布するということですか。これ1万円かかっています。直接費で5,000円かかっていますけれども、何ぼで頒布する予定ですか。

○議長（井原正光君） 企画財政課長秋山幸男君。

○企画財政課長（秋山幸男君） 4期基本計画につきましては、本日決定した頒布価格は1,800円でございます。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 1,800円は大分大勉強した価格だと思いますけれども、私は、一般住民に、そんなお金を果たして取っていいのだろうかというふうに思います。行政のやっていることをしっかり知らせるということで言えば、大体1万円もかけてこれをつくるんじゃないくて、もっと全戸配布できるような安いやり方でやれるんじゃないかと私は思いますけれども。

いずれにしても、これ以外で、まだ、はっきり具体的に決まっているのもあるのかもしれませんが、いずれにしても、ここの行動計画に大げさに書いてあるようなことで行政資料の有償配布、これ3年間での取り組みをスタートすると書いてあるんですけども、こういうことを3年間もかけてやる必要があるのか。一方で、当然、住民に知ってもらわなきゃいけないほかの保健の関係の資料とか、これは無料で配っています。これだって、つくり方を変えて無料で配布すべきじゃないでしょうか。

だから、例えばこういう行動計画に書いてある取り組み項目も、いろいろと私にはわからないところがいっぱいあります。それと、先ほど申しましたように、具体的に何をするかということが書いていない。こういうことをやるとしか書いていない。これでは私たちが理解をするには難しいと思います。

それから、もう一つ、時間がありませんから申し上げますが、これも前に取り上げましたが、事業評価、要するに皆さん行政の人たちがやっている、役所言葉でいう事務事業です。一般的な言葉で言えば事業です。この事業の評価をするということを、試行的に、トライアルでやるというふうに言っています。これは、この行動計画の中にもあります。これの32ページに書いてあるんですけども……。

中身は別としまして、この事業評価というのも、前の議会、あるいは、その前も言ったかもしれませんが、ほとんど全部の事業が必要な事業で、廃止しなきゃいけない事業というのは500のうちの1件しかなかったと思うんです。そんなことは、内部の人間だけでやるからそうなっちゃうんじゃないかといったわけです。一応、外部の人も事業評価委員になって、住民いるんです。名簿もらいました、五、六人。でも、その人たちが、本当に事業評価ができる体制になっているのか。実際に、しっかりやってもらうような仕組みでやっているのか。ちゃんとした町民が、要するに役所以外の間人がしっかりチェックすれば、500の事業のうち一つしかやめるものがないなんていうのはあり得ないはずなんですけど、その辺は、今後はどう変えていくつもりなんですか。ちょっとお聞きしたい。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

事業評価のシートの書式をベースに再検討してはどうかというご質問だと思うんですが、

後期計画の策定に当たっては、これまでの前期計画の中で効果額などの内容がわかりにくいというご指摘があった部分や、年度別の取り組み実績の概要を記載できるようにするなど、様式の一部を見直しの上、策定をしております。

ご指摘の具体的な取り組み方法を記載するなど、記載内容においてわかりづらい点などにつきましては、次の計画策定時に改めて見直した上、計画策定をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 事業評価を本当に有効にするためには様式も重要なんですけども、様式以外にも、評価する人をどういう時点で参加させるかというのが大事なんです。それが、もう全部おぜん立てしたものを一日二日を見て、どうですかというだけのやり方です、今は。そんなやり方で、我々の予算審査や決算認定も同じなんですけれども、要するにぽんと大きな資料をぱっと渡して審査させるという、そんなものは全く審査になっていない。本当に、そういう第三者の目に鋭く見てもらうという、そういう取り組みができていません。行政評価、そのシートだけの問題じゃないんです。だから、この事業を選別していくところから、かんかんがくがくの住民との議論、あるいは議員も含めても結構です。そういう仕組みをつくらない限り何ぼやっても、つくられたものをただ見せられて、はい、はいというだけに終わるわけです。この町のやっていることはほとんどみんなそうです。そういうやり方は変えなきゃいけないと思いますが、そういう面を含めて今後変えるということで検討していただけますか。お願いします。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 計画書については、あくまでも基本的には行政が作成する。その計画書をつくるに当たっては、議員の皆さん、住民の皆さんのいろいろなご意見を聞いた上で行政が作成しますんで、その基本的な考えは今後もそのようにしていきたい、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 7番白旗 修君。

○7番（白旗 修君） 計画をつくる主体が行政である、これはそのとおりなんです。だけれども、計画をつくるスタートから住民や議員に参加してもらう、そういうやり方になっていないんです、今。でき上がったもの、形式的な審議会もある。でも、住民が中身をとことん、これどうなんですか、ああなんですか、追求するような場はつくられていません。だから、こういう結果になると私は見えています。そういうようなこと、ちょっと時間がありませんからやめますけれども、そういうことで、もう一回、考え方を直していただきたい。

最後に、よく言われることですが、虫の目、鳥の目というお話聞いていますね。物事を追求するときには、虫のように小さいところを細かく見ていくということも必要だし、鳥の目、もっと広い視野で見るとということも必要です。虫の目、鳥の目というのは、よく言

われることです。私は、もう一つ言いたい。第三者の目、それも入れてください。虫の目、鳥の目、第三者の目、これをやらない限り行政のやっていることは進歩がない。そういう進歩があるように、今後、企画をする皆さん、他の皆さんも含めて、代表して町長、お約束いただけますか。

○議長（井原正光君） 町長遠山 務君。

○町長（遠山 務君） 今でも、先ほど答弁したとおり、4次総合振興計画4期基本計画のときにも住民に幅広くご意見を募集して、その結果が3件ということで……。そういう姿勢は今後も貫いていきたいと、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 白旗 修君の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あすは午後1時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

午後4時43分散会